

提出, 10. 9. 29日.
(団体期 " 300 名)

要 求 案 (第一回)

10. 6. 30.

日本シーバー・フロッグサーズ株式會社。

1. 団体走渉権 (現在、各系列の散
漫な状況)

2. 残田者、減給、時向の種類のセパ
リト。

3. 解雇者、解雇希望者、先入の漸次
解雇のセパリ。

4. 解雇手当。

6ヶ月未満、50日分。

1ヶ月未満、1ヶ月毎に4日分加算。

解 決 案

10. 7. 13.

1. 労働委員会 (Labor Committee)

を設置する。

2. 各系列、是、選出の各系列
代表、賃金及び福利、休社協定。

3. 同後6ヶ月間、賃金、休社
リト。

3. 同後6ヶ月間「解雇セパ」

以上。